

学 第 923号  
令和7年1月31日

私立幼稚園を設置する学校法人理事長 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る令和7年度事業の当初確認について(照会)

このことについて、文部科学省初等中等教育局幼児教育課から別添のとおり照会がありました。  
つきましては、施設整備の計画があり、当該補助金の交付を希望する場合は、下記により必要書類を提出願います。

記

1 極助対象

学校法人が設置する私立幼稚園のうち当該幼稚園の施設整備

2 対象事業

私立幼稚園施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱に定められる以下の全事業

- ・耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
- ・防犯対策工事
- ・特別防犯対策工事
- ・新築
- ・増築

定員増に伴う学級数増に伴う増築、31人以上の学級定員を30人に引き下げることに伴い行う増築、感染症対策に伴う増築

※幼稚園設置基準における学級編成の基準について、35人から30人に引き下げる改正を行う予定。

・改築

耐震性不足、耐力度点数不足、築年数経過、預かり保育事業等の実施に伴う改築

- ・アスベスト等対策工事
- ・屋外教育環境整備(新增改築と原則同一年度に行われるものに限る)
- ・エコ改修事業
- ・内部改修工事
- ・バリアフリー化工事

3 提出書類

- (1) 別紙「令和7年度事業計画一覧」(都道府県集計表)
- (2) 別紙様式2「私立幼稚園施設整備費補助金計算書」(事業者作成用)

※ メールによる提出とする。

4 提出期限

令和7年2月20日(木)【必着】

## 5 その他

- (1) 事業計画が無い場合、連絡等は不要であること。
- (2) 提出書類の作成にあたっては、文部科学省依頼文書（令和7年1月30日付け事務連絡）及び私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱を熟読の上、作成すること。
- (3) 事業計画書の提出については、文部科学省初等中等教育局幼児教育課による事業の選定の後、選定された法人に対して別途通知すること。（ただし、選定をもって事業の採択が内定するわけではないこと。）
- (4) 内定前の事業着手があった場合は、補助対象外となること。

担当：私学振興担当 山崎  
TEL：019-629-5042 ／ FAX：019-629-5049  
Mail：AH0007@pref.iwate.jp